諮問番号:平成29年度諮問第1号

答申番号:平成29年度川行審答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の意見は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
- (1)審査請求の趣旨

「処分庁が行った、審査請求人の子の保育所への入所決定処分(利用調整結果通知書に基づく処分)のうち、「利用開始予定年月:平成28年9月」を取り消し、「利用開始予定年月:平成28年9月1日から31日までのうち希望の日付」との処分を行う。」との裁決を求める。

(2)審査請求の理由

ア 「平成28年9月に利用開始予定」との記載文言を「平成28年9月 1日から」とする川崎市の運用は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)の有利誤認に当たる。

イ 川崎市の運用は、契約自由の原則に反する。

- 2 審査庁の主張
- (1) 裁決についての考え方 本件審査請求は棄却されるべきである。
- (2) 理由

ア 利用調整結果通知書の文言が景品表示法の有利誤認表示に当たるというためには、その前提として、当該文言が景品表示法の「表示」の要件である「顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項」

(景品表示法第2条第4項)を表示したものと認められる必要がある。 本件利用調整結果通知書は、利用調整を行い、内定と決定したことにより、その旨の通知を行うため作成されたものであって、審査請求人に対し、新たに保育所等の利用申込みに係る内容、条件等を表示しているものではない。

したがって、本件通知書の当該文言は、景品表示法の「表示」とは認

められないのであって、景品表示法の有利誤認表示に該当するか否か を検討するまでもなく、審査請求人の主張は認められない。

イ 保育所等の利用申込みは、契約関係であるとはいえ、私人間の契約と 同視することはできず、契約自由の原則についても制約が課されてい ると解すべきである。

本件利用調整結果通知書の「利用予定開始年月 平成28年9月」との文言が、実質的に平成28年9月1日の利用開始を意味するという点は、利用案内等の説明書類や窓口での説明において事前に示されていたと言え、審査請求人はこのことを承知していたと考えるのが自然である。また、保育所等の利用開始日をその月の1日とすることは、行政目的に合致したものであると認められる。

以上のことから、本件利用調整結果通知書の当該文言を審査請求人が主張するように「いずれか任意の日付で利用開始予定」と解釈することには合理性がなく、審査請求人の主張は認められない。

ウ その他上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由 となる点は認められない。

第3 審理員意見書の要旨

- 裁決についての考え方
 本件審査請求は棄却されるべきである。
- 2 理由

上記第2 2(2)と同様

第4 調査審議の経過

平成29年 9月 7日 諮問の受付

同年10月 5日 第1回審議

同月13日 川崎市長あて調査を実施

同月31日 川崎市長から上記調査に対する回答の提出

同年11月10日 第2回審議

同年12月 8日 第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 審理手続の適正について

本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

2 審査会の判断について

次の理由により、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(1) 景品表示法の有利誤認表示であるとの主張について

利用調整結果通知書の文言が景品表示法の有利誤認表示に当たるというためには、審査庁の主張にもある通り、その前提として、当該文言が景品表示法の「表示」、すなわち「顧客を誘引するための手段」としての表示である必要がある(景品表示法第2条第4項)。

この点について、本件利用調整結果通知書は、契約の内容となる保育所の利用調整の結果を通知するものと考えられ、「顧客を誘引するための手段」として通知するものとは言えない。そのため、当該通知書の文言は、そもそも景品表示法第2条第4項の「表示」には当たらないことから、景品表示法の有利誤認表示とは言えない。

(2) 契約自由の原則違反であるとの主張について

保育所等の利用申込みは、審査庁の主張にもある通り、契約関係である とはいえ、私人間の契約と同視することはできず、契約自由の原則につい ても、保育サービスの給付の仕組みに即した一定の制約が課されている と解される。

この点について、保育所等はその受入児童数に応じた職員配置・受入体制を取っており、それに対して市は月単位で必要な経費を保育所等に支出している。そのため、保育所利用契約の成立が月単位となり、利用者が個別の事情に応じて任意の利用開始日を設定できないことには一定の合理性があり、保育所への入所を原則として各月の「1日」からとすること、すなわち保育所利用関係の設定を月単位で行うという運用は、行政運営上やむを得ないものであると言える。なお、各月の1日から成立した利用契約の下、利用者がその事情により、実際に入所を開始する日を月の途中からとすることを制限するものではない。

また、川崎市においては、保育所の利用を月単位とする運用は従前からなされていたものであり、本件についてのみ個別に異なる取扱いをすることは、かえって利用者間の平等性、公平性を害することになる。

さらに、保育所等利用申込書兼児童台帳の「希望利用開始日」欄等に「1日」と印字されていること、申込時に窓口で月単位の利用であるとの説明を行ったと考えられること等から、審査請求人は月単位での利用になることについて承知していたと推量される。

以上のことから、本件利用調整結果通知書の「利用予定開始年月 平成 28年9月」の文言を「いずれか任意の日付で利用開始予定」と解釈する ことはできず、契約自由の原則の制約としてやむを得ない。

(3) その他

(2)で述べたとおり、保育所の利用を月単位とする運用は合理性があると考えられる。しかし、月単位の利用であることについて利用案内に明確な記載がなかったこと、また、利用調整結果通知書の記載を「利用開始年月」とし、保育所利用開始が同月の「1日」からと明記していなかったことは、改善すべきである。

なお、これらの問題点については、平成29年10月13日付けの調査の質問項目3及び4において、川崎市長からそれぞれ改善する旨の回答があった。

川崎市行政不服審査会